（案）

工事監理業務委託契約書

業 務 名　　　長岡工業高専国際寮（仮称）新営その他工事監理業務

業務委託料　　　金●●●円也

　　　　　　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額●●●円也）

建築士法第２２条の３の３に定める記載事項　別紙のとおり

　発注者独立行政法人国立高等専門学校機構長岡工業高等専門学校契約担当役代理校長原田信弘（以下「発注者」という。）と受注者●●●株式会社代表取締役●●●（以下「受注者」という。）との間において、上記の業務について、上記の業務委託料で、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

第１条　受注者は、別冊の工事監理仕様書に基づいて、業務を完了する。

第２条　業務は、新潟県長岡市西片貝町８８８番地独立行政法人国立高等専門学校機構長岡工業高等専門学校構内において実施する。

第３条　業務の履行期間は、令和２年８月２１日から令和３年３月３１日までとする。

第４条　契約保証金は、●●●円を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第５条　業務委託料は、受注者からの適法な請求に基づき１回以内に支払うものとする。

第６条　業務委託料の請求書は、独立行政法人国立高等専門学校機構長岡工業高等専門学校総務課に送付するものとする。

第７条　完了通知書は、独立行政法人国立高等専門学校機構長岡工業高等専門学校総務課に送付するものとする。

第８条　業務委託料の支払いは、請求書を受理した日から３０日以内にするものとする。

第９条　別記の工事監理業務委託契約要項第４４条第２項中の遅延利息率は、「年

２．６％」である。

第１０条 この契約についての一般的約定事項は、別記の工事監理業務委託契約要項によるものとする。

第１１条　この契約に関する訴えの管轄については、独立行政法人国立高等専門学校機構長岡工業高等専門学校の主たる住所を管轄区域とする新潟地方裁判所長岡支部とする。

第１２条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

　この証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　発　注　者

　　新潟県長岡市西片貝町８８８番地

　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

長岡工業高等専門学校

　　　　　　　　　　　　　　　　契約担当役代理　校長　原田　信弘　　印

　　　　　　　　　　　　　　　受　注　者

　　　　　　　　　　　　　　　　【住　所】

　　　　　　　　　　　　　　　　【法人等名】

　　　　　　　　　　　　　　　　【代表者氏名等】　　　　　　　　　　印

契約の相手方が本社から契約の権限を委任された支社や営業所の者の場合の記載は、

以下によること。（役職は適宜、変更すること。）

　　　　　　　　　　　　　　　受 注　者

　　　　　　　　　　　　　 　　●●県●●市●●番地

　　　　　　　　　　　　　株式会社●●●

　　　　　　　　　　　　　代表取締役　　●●　●●

　　　　　　　　　　　　　　　代 理 人

　　　　　　　　■■県●●市●●番地

　 　　　　　　　　　　株式会社●●●　●●●支店

　　　　　　　　　　　　　　　支店長　　●●　●●　　　　　印